

1 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

(1) ^{よこせ}横瀬の^{にんぎょうしばいぶたい}人形芝居舞台

(民俗文化財・有形民俗文化財)

横瀬町

- ・県指定無形民俗文化財「横瀬の人形芝居」は、指人形を操る、一人遣いの人形芝居。各地に出向き、公演を行ってきたため、舞台は組立て・解体ができる構造となっている。
- ・舞台は、本舞台(本手)、本舞台後方に設置する回り舞台、上手に設置する太夫座、下手に設置する下座(囃子町)の四つから構成される。舞台全体の幅は約7m、本舞台と回り舞台を含めた奥行きは、約3.5m。両袖の位置や角度を変えることで、会場の広さに応じ設営することが可能。
- ・回り舞台は、芯柱を軸として、人力で水平方向に回転させる構造。上から見ると正方形の形状をしており、四面に襖絵や板絵、障子、遠見(背景)^{とおみ}を設置して回転させることで、場面転換する仕組み。人形芝居舞台に回り舞台が備わる例は全国的にも希少。
- ・芯柱に、秩父祭屋台を手掛けた宮大工・荒木和泉^{あらかいずみ}の彫書や墨書がある。歌舞伎屋台としても展開する秩父祭屋台とは彫刻等の装飾や組立て・解体可能な構造、回り舞台を備えるなど、多くの共通点がある。秩父祭屋台からの強い影響がうかがえ、秩父の芸能文化を支える工匠の技が体现されている。
- ・民俗芸能に用いられるもので、地域的特色があり、県にとって重要。



横瀬の人形芝居舞台

(2) ^{きたづめもんじょ}北爪文書 (有形文化財・古文書)

寄居町

・かつて上野の在地領主で、はじめ足利長尾氏に、天正期に北条氏に属し、江戸時代に新堀新田(現熊谷市)に移住した北爪家に伝来した下記5点の古文書で、平成20年に寄居町に寄贈され、現在は鉢形城歴史館に所蔵されている。

・北条氏の上野進出を巡り、上野を治めていた長尾氏や関東の在地領主の動向が分かり、県の歴史上ことに価値が高い。

①長尾景長判物(永禄6年(1563)、宛先:北爪助八)

②長尾顕長判物(作成年不詳、宛先:北爪主計助)

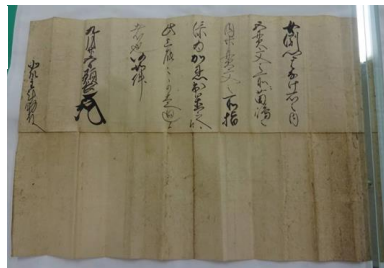
③北条氏邦感状(天正16年(1588)、宛先:北爪新八郎)

④北条家朱印状(天正17年(1589)、宛先:北爪新八郎)

⑤北条家朱印状(天正17年(1589)、宛先:北爪新八郎)

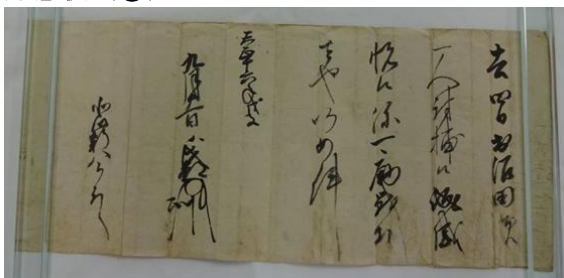
- ・①は助八が、②は主計助が所領を与えられたり加増されたりしたという内容。
- ・③は新八郎が沼田での合戦で敵1人を討ち取る戦功によって与えられたもの。
- ・④は新八郎に女淵五郷(おなぶちごごう)の給田を付与することを約束されたもの。
- ・⑤は新八郎に、検地の上、20貫文の所領を与えられたというもの。

長尾景長判物 (②)



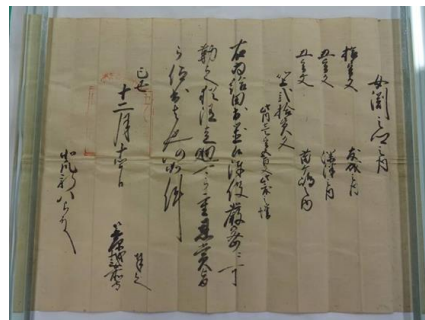
北爪主計助殿
九月廿五日 顕長(花押)
女淵郷はなけ石之内
五貫文之所ニ、苗嶋之内
廿貫文之所指
添、為加恩、出置之候
此上能々可走廻候
者也、仍如件、

北条氏邦感状 (③)



北爪新八郎殿
九月十一日 氏邦(花押)
去四日、於沼田口
一人討捕候、誠感
悦候、弥可励戦功
者也、仍如件
天正十六年戊子

北条家朱印状 (⑤)



北爪新八郎殿
十二月十四日 笠原越前守 奉之
巳丑
女淵之郷之内、
拾貫文 友成之内、
五貫文 深津之内、
五貫文 苗ヶ嶋之内、
以上、式拾貫文
此内、老貫五百文、此度之増
右、為給田出置候、陣役厳密二可
被仰出者也、仍如件、

(3)	みつわいせきしゆつどもつかん 三ツ和遺跡出土木簡	4点
	つけたり いどわく 附 井戸枠	10点
	すえきつき 須恵器坏	1点
	すえきおよ はじきざんけつ 須恵器及び土師器残欠	10点
	もつかん のぞ いどわくほきようざい 木簡を除く井戸枠補強材	31点

(有形文化財・考古資料)

川口市

- ・川口市の三ツ和遺跡において出土した木簡4点と、その関連資料52点。
- ・三ツ和遺跡は、荒川低地の自然堤防上に立地する、古墳時代、平安時代、中世などの集落が営まれた遺跡で、平成24年の第27次発掘調査において、4点の木簡が、補強材として井戸枠に縦方向に差し込まれていた状態で発見された。
- ・4点の木簡は、いずれもその用途は記録簿であり、具体的な年号である「仁寿元年(851年)」や地名「小渕村」が記され、さらに「出挙」と呼ばれる古代の利息付き貸借制度における各人への貸付額の記録や、また何かを造営する際の労働に対する稲の支給の実態などが記されている。
- ・最大の特徴は、木簡が大型の曲物の底板材から転用されていること。さらに火鑽板に再利用され、そして最終的に補強材として井戸枠に差し込まれていた。
- ・関連資料52点は、木簡とともに井戸を構成する井戸枠と補強材、また井戸の埋め土中から出土した須恵器及び土師器。
- ・補強材には、木簡のほかに鋤か鍬の柄と板材などが用いられていた。
- ・須恵器、土師器は井戸の埋め土中から出土し、いずれも使用された時期は9世紀から10世紀と考えられる。
- ・これらの資料は、本県における古代の村落形成、行政、租税、産業、生活文化などを多岐にわたり知ることができる極めて貴重な木簡資料で、古代の木簡の使用から廃棄までの過程や、木製品の再利用の実態を示す類いまれな遺物であり、学術上価値が高い。



第1号井戸跡、井戸枠検出状況
(川口市教育委員会提供)



第1号木簡(表・裏)
(川口市教育委員会提供)